

消費税内外判定基準の見直し

平成27年度税制改正において消費税の内外判定基準の見直しがされ、電子書籍や音楽等の電気通信回線を介して行う役務の提供の内外判定基準が「役務の提供を行う者の事務所等の所在地」から「役務の提供を受ける者の住所地等」に改正されました。

現在、国外からの配信は消費税の課税対象外とされる一方、国内からの配信には消費税が課税されるという不公平な状況にあるとして国内企業は公平な制度の創設を求めています。そこで今回見直しが行われ、国外からの配信についても消費税が課税されることとなりました。

これにより、海外にサーバーを置くアマゾンなどから電子書籍等を購入した場合、現行では消費税は課税されていませんので、改正後は消費税分の値上げがされることも考えられます。

急速に拡大するネット配信市場で日本企業と海外企業の税制面の扱いを対等にするのが狙いではありますが、消費者の立場からすると負担が増えることになるかもしれません。

なお、この改正は平成27年10月1日以後に行われる取引から適用される見通しです。



税理士記念日

2月23日は「税理士記念日」です。これは税理士法の前身である税務代理士法が昭和17年2月23日に制定されたことに由来します。昭和42年の税理士制度施行25周年を機に全国的な行事として、「税理士総奉仕の日」と定め、全国各地で無料による税務相談を実施しました。

以後、日本税理士会連合会では、税理士の社会的使命と、職能の重要性の自覚を再確認するとともに、国民・納税者に対して、申告納税制度の普及と税理士制度の社会的意義を周知することを目的としてこの日に無料相談会を行っております。

浅田会計事務所ではこの日に限らず、税に関するご相談を随時行っておりますので、質問や疑問点がありましたら、お気軽に担当者までご連絡ください。

平成27年税制改正大綱

・主な改正項目を掲載します

| 税目 | 改正項目 | 増/減税 | 適用時期 |
|-----|---|---|-----------------------------------|
| 所得税 | 少額投資非課税制度（NISA）の拡充 ・投資上限額を引上げ 100万円 → 120万円 ・ジュニアNISA創設 20歳未満の者の口座開設（毎年80万円を上限）が可能 |  | H28年分～ |
| | ふるさと納税の拡充 控除（個人住民税所得割額）の限度額を現行1割から2割に引上げ |  | H28年分～ |
| 法人税 | 法人税率の引き下げ 現行 25.5% → 23.9% （中小法人に関しては、年800万円超の所得金額について） |  | H27.4.1以後開始 事業年度から適用 |
| | 欠損金の繰越控除制度の見直し 控除限度額を段階的に縮小し、繰越期間を延長する 控除限度額 現行 所得の80%まで → 27年～28年 65%まで → 29年～ 50%まで （中小法人に関しては、現行と変わらず100%認められる） 繰越期間 現行 9年 → 29年度から 10年に延長 |  | H27.4.1以後開始 事業年度から適用 |
| | 給与を一定額以上増加させた場合に増額分の10%について税額控除ができる増加割合要件の見直し 現行 5% → 大法人4% 中小法人3% |  | H28.4.1～H29.3.31 までの間に開始する事業年度 |
| 消費税 | 消費税率10%への引き上げ時期の変更等 消費税率10%への引上げの施行日を平成29年4月1日とし、景気判断条項を削除 |  | H29.4.1以降 |
| その他 | 祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与にかかる非課税措置を創設（非課税枠：1,000万円） |  | H27.4.1～H31.3.31 までに拠出されるもの |
| | 車体課税の見直し エコカー減税について、減免税車の対象範囲を見直しエコカーは減税、それ以外は増税 |   | H27年度以降 |